

# 平成24年度税制改正に関する経済産業省要望 【 概 要 】

平成23年9月  
経済産業省

# 目 次

## I. 急激な円高等により加速する産業空洞化への対応

1. 車体課税の抜本見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 原料用途免税の恒久化・本則化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4. 軽油引取税の課税免税措置の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## II. 日本経済の新たな成長の実現

1. 研究開発投資の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置・・・・・・・・・・ 19
3. 産活法の認定を受けた自社株対価TOBに係る課税繰延・・・・・・・・・・ 21
4. 海外投資等損失準備金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
5. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## III. 地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化

1. 中小企業投資促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し・・ 26
3. 中小企業者等の少額減価償却資産に係る特例措置・・・・・・・・・・ 27
4. 交際費等の課税の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

## IV. 検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

## V. その他の項目

1. 新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
2. 拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3. 延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
4. 廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

## VI. (参考)平成23年度税制改正法案関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

# **I . 急激な円高等により加速する産業空洞化への対応**

## 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

### <車体課税の概要>

		税目 (*印があるものは平成20年度まで 道路特定財源)	国税/地方税	仕組み	税率・税額	平成23年度 税収見込み(億円)
車 体 課 税	取 得 段 階	消費税	国税・地方税	価格に課税	5%	6,864
		自動車取得税*	地方税 (都道府県税)	価格に課税	自家用 5% 営業用・軽 3%	1,920
	保 有 段 階	自動車重量税*	国税	車検時毎に重量に応じて課税	(例)自家用登録車 5,000円/0.5t	7,218
		自動車税	地方税 (都道府県税)	毎年4月1日現在の持ち主に対して、 排気量等に応じて課税	(例)自家用登録車 1,001~1,500cc: 34,500円	15,947
		軽自動車税	地方税 (市町村税)	毎年4月1日現在の持ち主に対して、 定額で課税	(例)自家用乗用車 7,200円	1,808
						車体課税 合計

### <車体課税の見直しに係るこれまでの決定>

#### ○平成23年度税制改正大綱【平成22年12月16日】

「車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」

#### ○社会保障・税一体改革成案【平成23年6月30日】

・消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

・車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。」

# 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## <見直しの方向性>

### 1. 複雑・過大な負担の見直しによる国内市場活性化

- 道路特定財源の廃止により、自動車取得税、自動車重量税は課税根拠を喪失。
- 取得段階は、消費税と自動車取得税の二重課税。
- 保有段階も自動車重量税と自動車税(又は軽自動車税)の2つが課税。
- 特に複数台を保有せざるを得ない地方の負担が重い。
- 過大な税負担が自動車ユーザーの車離れ、国内市場低迷の一因に。

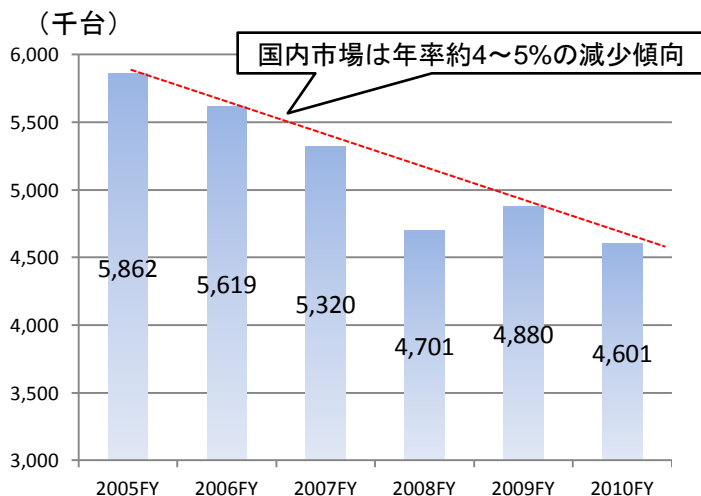
### 2. 国内産業・雇用空洞化の回避

- 国内自動車市場は縮小傾向(年率4~5%の販売台数減少)。
- 活力ある国内市場は、自動車メーカーが国内に立地し続ける基盤。縮小に歯止めがかからなければ、雇用の空洞化は避けられない。
- 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含め500万人超の雇用。他産業への生産波及効果も大きい。
- 中小企業、地方経済も含めた日本経済全体に影響大。

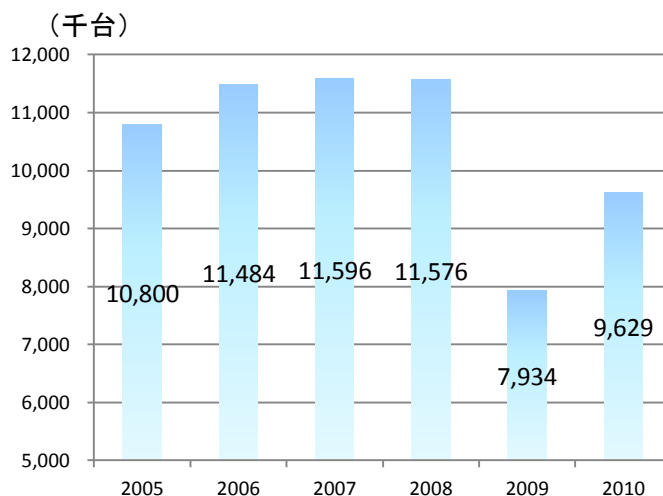
### 3. 環境対応の促進

- 自動車部門における環境対応、エネルギー制約の克服のため、環境性能に優れた自動車の普及が引き続き重要。
- 世界の自動車メーカーは環境対応で競争激化。各国政府も強力に支援。
- エコカー減税終了(今年度末)後も、後継インセンティブ措置が必要。

## <国内販売台数の推移>



## <国内生産台数の推移>



## <国内生産の国内販売・輸出内訳>



# 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## 要望内容

### 1. 自動車取得税の廃止

- 当分の間として適用されている税率も含め、平成24年度から廃止。

### 2. 自動車重量税の廃止

- 当分の間として適用されている税率も含め、平成24年度から廃止。

### 3. 環境対応車に対する優遇措置 (1. 及び2. の実現を前提に自動車税(地方税)において措置)

- ① 次世代自動車<sup>(注1)</sup>及び排ガス・燃費性能に優れた乗用車に対して、環境性能に応じて段階的に減免。
- ② この減免措置の適用期間を3年間に拡充し、新しい自動車への買い換えを促進。

※現在、自動車税には次世代自動車及び排ガス基準超過達成、かつ、2010年度燃費基準を25%超過達成した乗用車に対する軽減措置(自動車税のグリーン化)が存在。これを上記のとおり見直す。

※自動車税のグリーン化において措置している重課は、これを維持する。

※中量車、重量車についても、上記措置を踏まえた減免措置を講じる。

【参考】新車購入時の減税額のイメージ



(例)  
 車両価格：180万円  
 重量：1.5トン  
 排気量：1.8リットル

取得段階	消費税(5%)	90,000円	
	<b>取得税(5%)</b>	<b>81,000円</b>	廃止
保有段階	<b>重量税(3年分)</b>	<b>45,000円</b>	廃止
	自動車税	39,500円	
合計		255,500円	→ <b>129,500円</b>

【軽減率等】

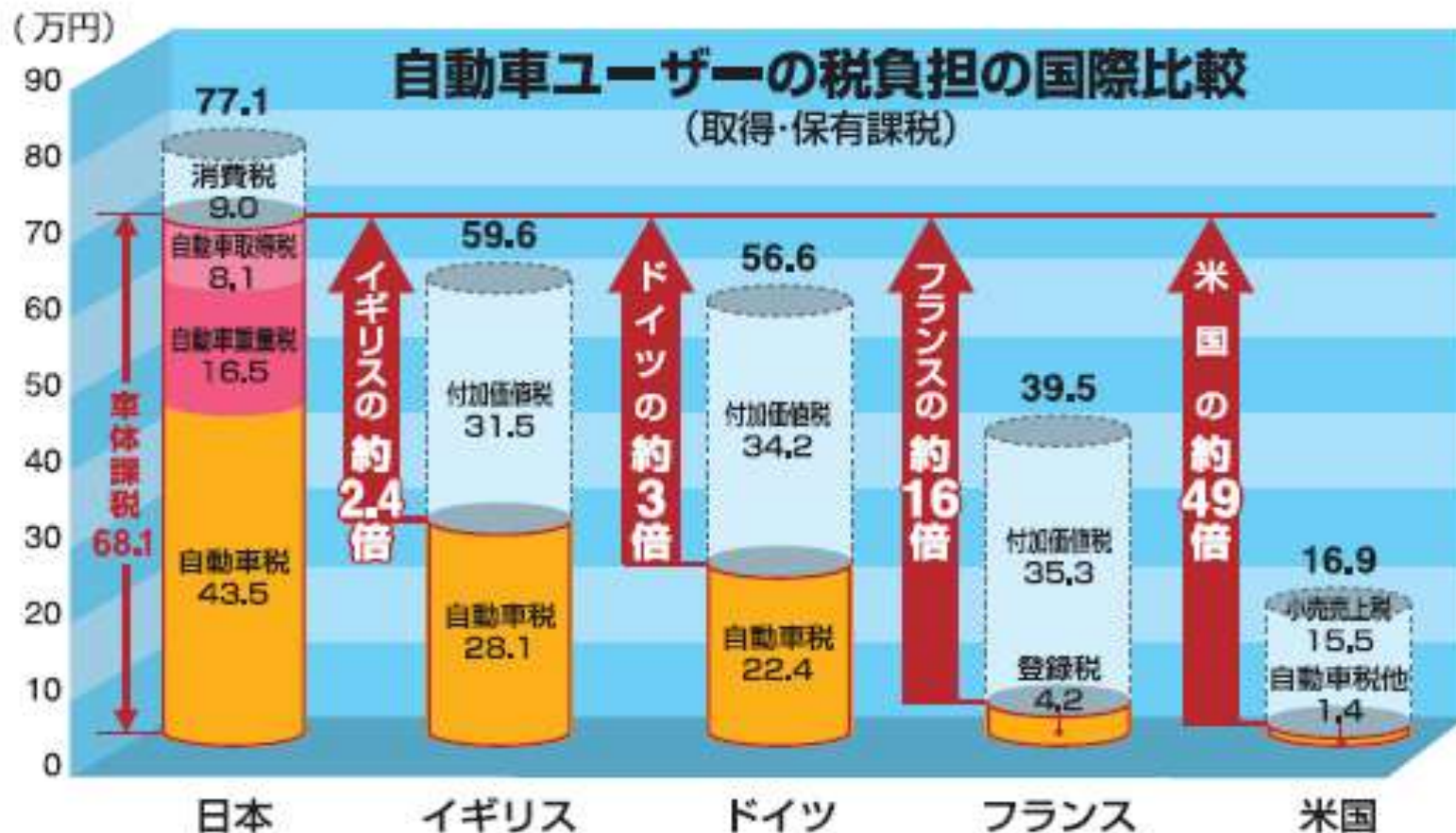
対象車	軽減率等
・次世代自動車 ・2015年度燃費基準+20%超過達成	免税
・2015年度燃費基準+10%超過達成	75%軽減
・2015年度燃費基準達成	50%軽減

注1：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車

# 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## 【参考】車体課税の国際比較

○ 国際的にも、我が国の自動車に対する税負担は突出しており、例えば米国と比べて49倍もの負担を強いている。



前提条件: ①排気量1800cc ②車両重量1.5t未満(1,320kg) ③JC08燃費値 13.4km/l(CO<sub>2</sub>排出173g/km) ④車体価格180万円  
 ⑤フランスはパリ、米国はニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦11年間使用(平均寿命)  
 ⑧為替レートは1€=¥115、1£=¥137、1\$=¥87(2010/4~2011/3の平均)  
 ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず

(出典)日本自動車工業会資料

# 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## 【参考】現在の「自動車税のグリーン化」の概要

○ 排出ガス性能や燃費性能などに応じて自動車税(購入の翌年度のみ)を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課する。

※ 自動車税＝自動車の保有者に課税(道府県税)

(例) 2,000ccのガソリン乗用車の場合、年間39,500円

電気自動車の場合、年間29,500円

### ◇軽課の対象(対象年度:平成22, 23年度)

<p>排出ガス性能</p> <p>燃費性能</p>	<p>新☆☆☆☆</p> <p>(平成17年排ガス規制から 75%以上低減)</p> 
<p>2010年度燃費基準 +25%以上達成</p> 	<p>50%軽課[▲20,000円]</p>
<p>電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車(4☆)、プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>50%軽課[▲15,000円]</p>

### ◇重課の対象

11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車・LPG車に対して、10%重課。

※新車新規登録から11年、13年を経過した翌年度から重課

※1:( )は、車両価格180万円、排気量2000ccの車両の軽減額

※2:[ ]は、車両価格180万円の電気自動車(燃料電池自動車含む)、ハイブリッド自動車の軽減額

# 1. 車体課税の抜本見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## 【参考】自動車関係諸税の見直しに係るこれまでの主な決定事項等

### ◇平成21年度税制改正大綱【平成20年12月12日】

「平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税法などの所要の改正を行う。」

「道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。」

「自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。」

### ◇所得税法等の一部を改正する法律【平成21年法律13号】

附則第104条第3項

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

### ◇平成22年度・23年度税制改正大綱

「車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」

### ◇政府税制調査会「社会保障改革案に対する意見」【平成23年6月16日】

別添2「主要税目の改革の基本的方向性」

(3) 消費課税

「併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。」

「車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。」

(注)上記と同じ文書が、政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日)に盛り込まれた。

別添1「税制調査会において各委員から出された主な意見」

- 個別間接税である自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。
- 自動車取得税やガソリン関係諸税について、消費税との二重課税の問題が指摘されている。消費税率引き上げの際には、消費者への過度な負担とならないよう、二重課税の問題についても検討していくことが必要。
- 車体課税の抜本の見直しは、エコカー減税が平成23年度末で切れるので、法律の文章からいっても欠くべからざるもの。
- 車体課税については、平成23年度税制改正大綱を踏まえ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で、抜本的に見直ししていくべき。
- 国内の自動車生産を維持し、雇用を守るため、自動車市場活性化が喫緊の課題。車体課税については、産業の空洞化を回避する観点から、当分の間として措置された税率を含め、思い切った簡素化・負担の軽減が図られなければならない。

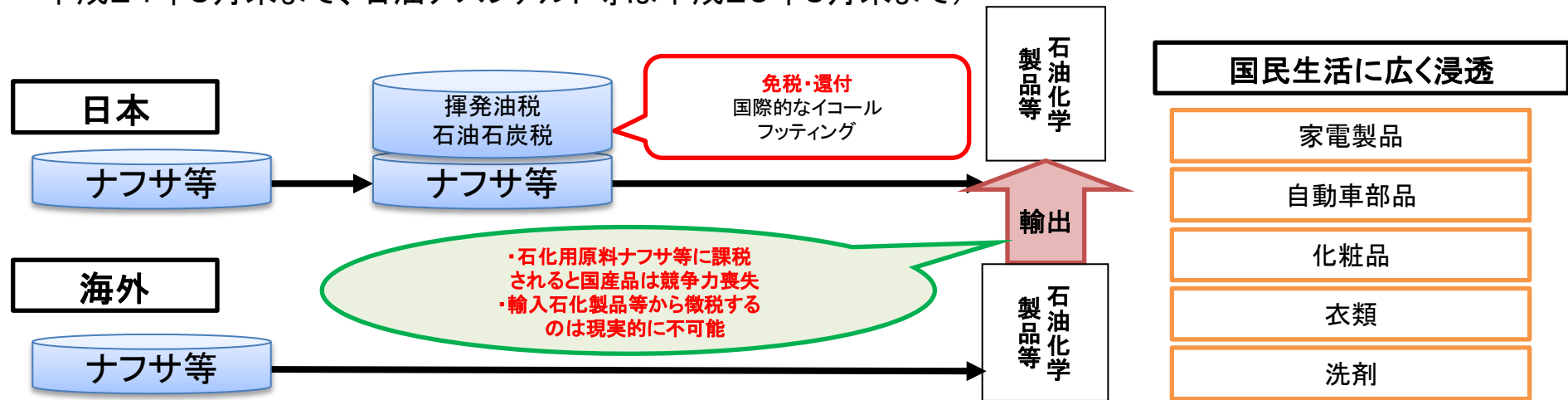
○ 我が国の基盤的産業における国際的なイコールフットィングと国際競争力を確保し、中長期的に国内投資を維持すべく、ナフサ(石化製品製造用)、石炭(鉄鋼、セメント等の製造用)の原料用途免税等の本則恒久化を図る。

※ なお、平成23年度税制改正大綱においては、「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討」することが明記されている。

### 現行制度

【創設年度:昭和32年度～(措置期間:～54年間)】

- 石油化学製品の製造に使用されるナフサ等について、揮発油税(租特恒久措置等)及び石油石炭税(平成24年3月末まで)が免税されている。
- 鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用される石炭について、石油石炭税は免除されている(平成25年3月末まで)。
- また、石油化学製品等の製造に使用される国産ナフサ等については、石油石炭税が還付されている。(ナフサ等は平成24年3月末まで、石油アスファルト等は平成25年3月末まで)



### 要望内容

- 石油化学製品用のナフサ等に係る揮発油税及び石油石炭税について、諸外国と同様に免税措置等の恒久化・本則化を図る。

## 2. 原料用途免税の恒久化・本則化 (揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税)

	呼称	制度名称	創設年度	適用期間	適用期限
原料用途免税	ナフサ免税(揮発油税)	石油化学製品製造のため消費される揮発油の免税措置	昭和32年度	恒久	恒久
	ナフサ免税・還付(石炭税)	引取りに係る石油製品等の免税措置・石油石炭税の還付措置	昭和52年度	2年間	平成24年3月 (今年度期限切れ)
	特定用途免税(揮発油税)	移出または引取りに係る揮発油の特定用途免税	昭和32年度	恒久	恒久
		移出または引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税	昭和59年度		
	特定石炭免税(石炭税:鉄鋼)	輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置	平成15年度	2年間	平成25年3月
	特定石炭免税(石炭税:コークス)				
	特定石炭免税(石炭税:セメント)				
石油アスファルト還付(石炭税)	石油石炭税の還付措置	平成9年度	2年間	平成25年3月	

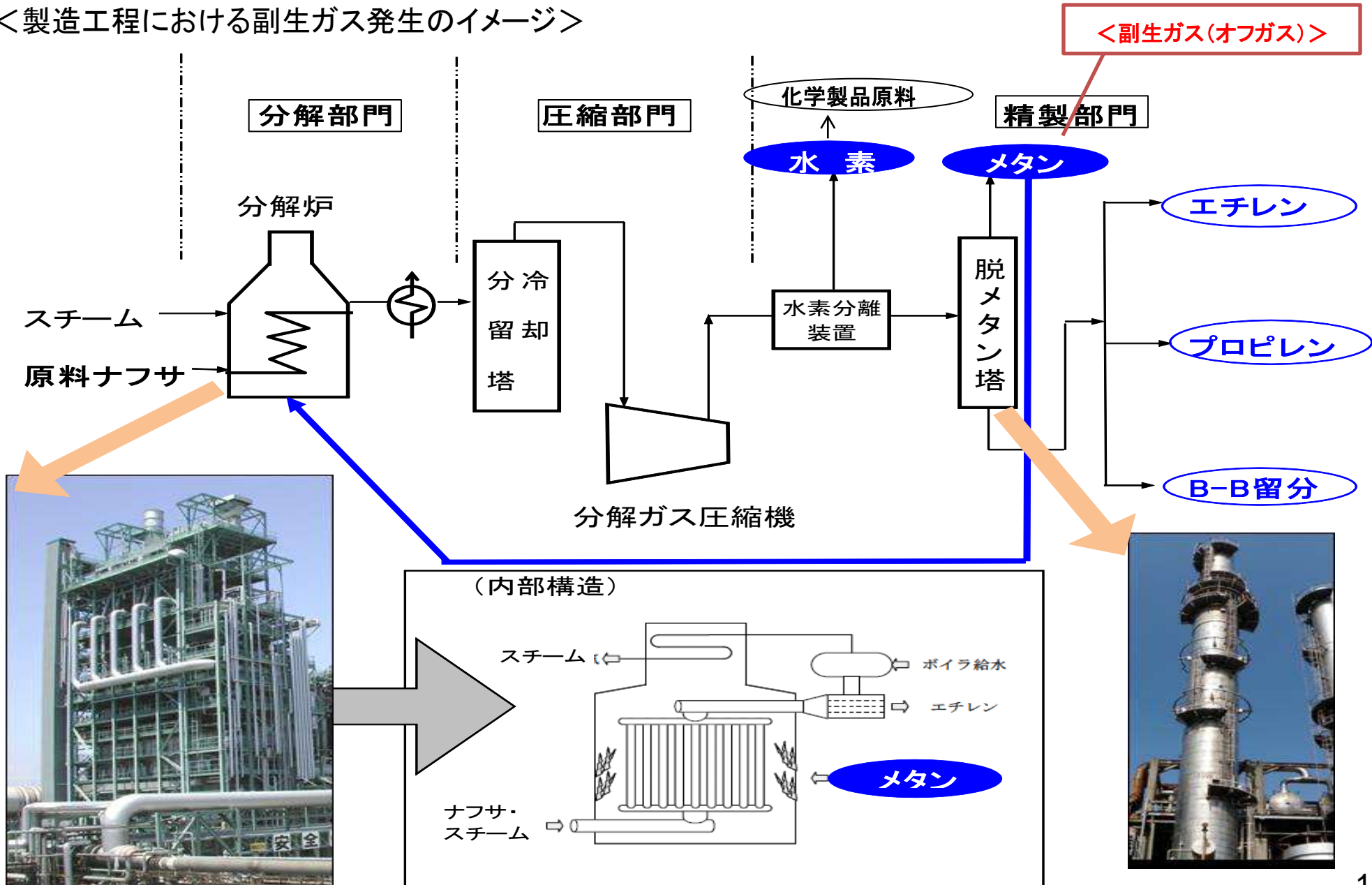
### <副生ガスの取扱いについて>

- 副生ガス(オフガス)とは、ナフサや原料炭の原料利用の一環でやむを得ず生じるガスであり、本来は廃棄物。産業界は、化石資源の効率活用の観点から、エチレンプラント等の熱源として利用しているに過ぎず、課税は不適切。
- 副生ガスの利用は、諸外国でも原料利用と整理されている。副生ガスの燃焼に課税している国はなく、非課税措置が世界標準。課税環境のイコールフットィングの確保の観点から、免税措置の恒久化・本則化が必要。
- 仮に課税された場合、約3900億円(揮発油税:3600億円、石油石炭税:300億円)の負担増となり、産業の存立が困難。
- 副生ガスの利用は、企業の省エネ努力の賜物であり、仮に副生ガス以外の代替燃料を使用する場合には、更なる化石資源の消費増を招く上、税収にもつながらない。

### <揮発油等の原料利用及び、副生ガスの利用に関する諸外国における課税状況(石油化学の例)(世界標準)>

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		韓国		台湾		シンガポール	
	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)	石化以外	石化用 (含副生 ガス)
揮発油	有税	免税	有税	非課税	有税	非課税	有税	非課税	有税	非課税	有税	非課税	有税	非課税

### <製造工程における副生ガス発生イメージ>



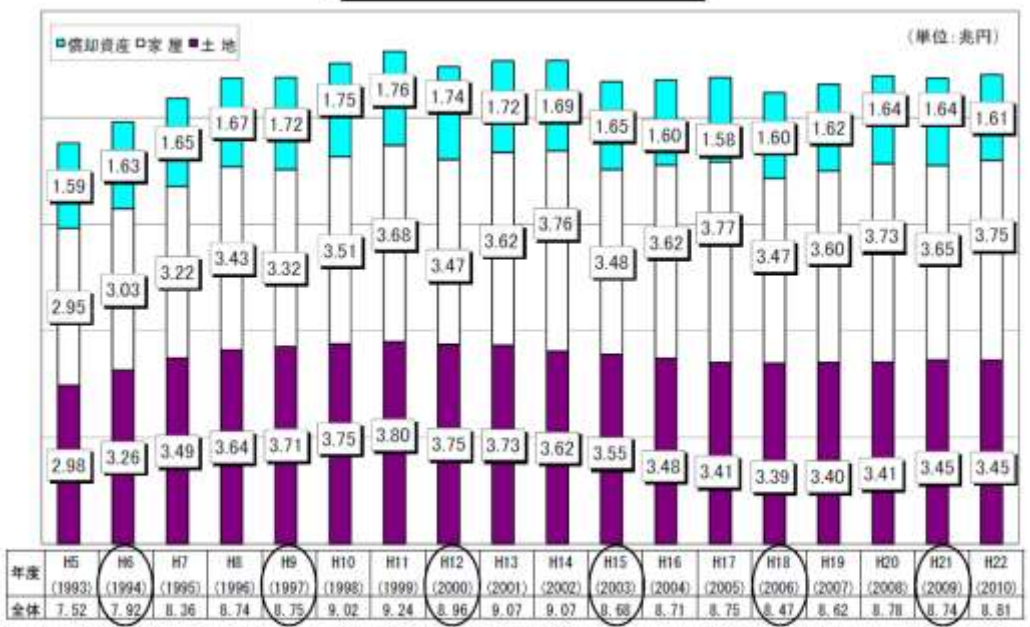
### 3. 償却資産に対する固定資産税の見直し (固定資産税)

- 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な税制であり、国内投資をした場合に投資額に応じて課税され、また、収益に関係なく赤字企業も負担することから、投資意欲を削ぐという指摘や、企業の国際競争力に悪影響を与えている、という指摘がある。
- 国内の新規投資の促進と産業の空洞化防止のため、国際的なイコールフットिंगの観点から、負担の軽減に向けた見直しを図る。

#### 現行制度 固定資産税(償却資産)の概要

区分	概要
課税主体	償却資産所在の市町村(東京23区の区域内は東京都が課税) ※ 大規模償却資産が所在する市町村については、課税標準のうち課税定額を超える部分については道府県が課税主体
課税客体	土地及び家屋以外の事業用の減価償却資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金等に課税されるものであること。 ただし、無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の課税客体でないこと。
標準税率	1.4%
評価方式	取得価額方式 $\left[ \begin{array}{l} \text{初年度の評価額} = \text{取得価額} - \text{控除額} \times 1/2(\text{半年分}) \\ \text{各年度の評価額} = \text{前年度評価額} - \text{控除額} \end{array} \right]$  ※ 控除額とは、法定耐用年数に応じた原価率により算出される額。 ※ 平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴い、法人税等では250%定率法等が導入されたが、固定資産税における評価方法に変更はなく、従来の減価率(旧定率法の償却率と同様の率)を用いている。 ※ 評価額の最低限度(5%)までしか控除できない。
申告制度	償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がないため、課税客体を補足することができないので、所有者に申告義務が課せられている。
免税点	償却資産の課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課することができない。

固定資産税収の動向



(注) 1 平成20年度までは決算額、平成21年度は決算見込額、平成22年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。  
 2 丸がついた年度は、評価額見込年度である。  
 3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

#### 要望内容

国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類(注)について、

- ① 新規の設備投資分を非課税とする。
- ② 長期保有分の評価額の最低限度(5%部分)を段階的に廃止する。

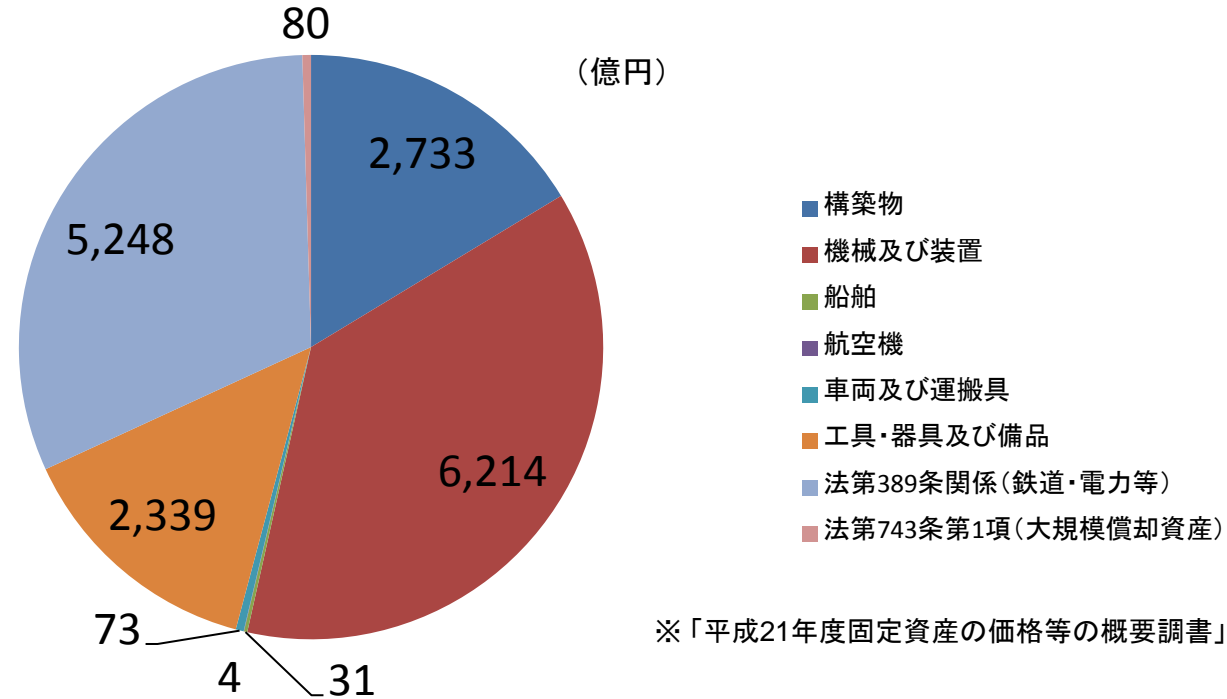
(注) 地方税法389条第1項第二号の規定に基づき総務大臣が指定する償却資産(電力、ガス、鉄道、電気通信等)を除く。

出典:総務省資料

### 3. 償却資産に対する固定資産税の見直し (固定資産税)

#### 【参考】償却資産に対する固定資産税について

< 償却資産に対する固定資産税の内訳(推計値)(平成21年度) >



※「平成21年度固定資産の価格等の概要調書」の課税標準より推計

< 法人税(国税)と固定資産税の比較 >

項目	法人税(国税)	固定資産税
償却の方法	選択制 (定額法、定率法)	旧定率法
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳	認められる	認められない
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5

### 3. 償却資産に対する固定資産税の見直し (固定資産税)

#### 【参考】諸外国における保有資産に係る課税の状況

国名	税目	課税団体	課税客体	償却資産への課税
アメリカ	財産税	州、地方自治体	州により課税客体が異なる 不動産・・・全ての州で課税 事業用動産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用動産(償却資産)に課税・・・38州</li> <li>・ 事業用動産への課税なし・・・8州  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ うちアイオワ州は2003年、オハイオ州は2009年に免税化</li> </ul> </li> <li>・ 公益的企業(鉄道、電力等)の事業用動産のみに課税・・・4州</li> </ul> 棚卸資産・・・14州 無形資産・・・3州(*1)	△ (一部州)
イギリス	事業用レイト	国	非住宅用不動産(土地・建物。なお土地・建物と一体となった構築物、設備が課税対象に含まれる(例:昇降機、クレーン設置台等))	×
	カウンシル税	地方自治体	住宅用不動産(土地・建物)	×
フランス	職業税	州、県、市町村	不動産(土地・建物)、構築物、設備、機械・装置	2010年1月に廃止
	既建築不動産税	州、県、市町村	建築物およびそれを供する土地(家屋・土地に加えて、橋、岸壁等の構築物、固定された船舶なども含まれる)	×
	未建築不動産税	州、県、市町村	農地、空地等建築物がない土地(ほかに鉄道敷地、鉱山等)	×
	住居税	県、市町村	居住用不動産(土地台帳上の家屋)	×
ドイツ	財産税	州	全ての財産(土地、家屋、設備、金融資産など含む。農林業財産、土地財産、事業用財産、その他の財産の4つに区分) 1996年に違憲判決、1997年1月に廃止	1997年1月に廃止
	不動産税	地方自治体	農林業用不動産(土地、事業用の建物) その他の不動産(土地、建物、固定された付属施設、ただし事業用の機械・設備は除く)	×
イタリア	地方不動産税	地方自治体	土地・家屋(居住用不動産に対する固定資産税は2008年に廃止)、機械・設備は課税対象外	×
カナダ	財産税	州、地方自治体	州により課税客体が異なる 不動産・・・全ての州で課税 機械・設備・・・多くの州で土地・家屋に固定された設備・機械が課税対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地・家屋に固定された設備と附帯する機械・装置が課税対象・・・6州</li> <li>・ 当該建築物内で事業・サービス提供に利用される機械・装置が課税対象・・・3州</li> <li>・ ブリティッシュ・コロンビア州は1987年に全ての機械・装置を課税対象から除外</li> </ul>	△ (一部州)
韓国	財産税	市・郡	土地 建物 ①建物、②構築物(プール、スケート場等娯楽施設、水槽、貯蔵槽等屋外貯蔵施設、棧橋、給・排水施設、機械式駐車場等)、③特殊な附帯設備(昇降機、発電施設等) 船舶・航空機	×
中国	財産税	地方政府	建物(課税対象地域の家屋等)	×
	土地使用税		土地使用権(土地は国有のため、占有する土地面積と規定税額に従い納税)	×

(\*1) 財産税に関する州別の課税/免税の判断は定義により異なる。本資料では“State Tax Handbook (2010)”CCH を参照した

## 4. 軽油引取税の課税免除措置の特例措置 (軽油引取税)

- 平成21年度に道路特定財源から一般財源化され、公道を走行する目的以外で軽油を使用する用途については、恒久免税措置から、3年間(平成24年3月末まで)の時限措置として改正。
- 本特例措置は、中小企業の経営安定や製品等の安定供給、及びCO<sub>2</sub>排出等の削減に必要不可欠。

### 現行制度

【創設年度:昭和31年度、適用期限:平成23年度末】

対象業種	用途	創設年度
鉄鋼業	鉄鋼等の製造工程における熱処理等	昭和31年
鋳さいバラス製造業	鋳さいバラスの積込み等のために使用する機械の動力源	昭和39年
陶磁器製造業	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥	昭和31年
建設用粘土製品(粘土かわら)製造業	粘土かわらの製造工程における焼成及び乾燥	昭和52年
建設用粘土製品(陶管)製造業	陶管の製造工程における焼成及び乾燥	昭和36年
セメント製品製造業	フォークリフト等の機械の動力源	昭和56年
生コンクリート製造業	フォークリフト等の機械の動力源	平成13年
鋳物採掘業(岩石・砂利)	鋳物の採掘や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和36年
鋳物採掘業(石灰石)	鋳物の採掘や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和31年
鋳物採掘業(石炭)	鋳物の採掘や運搬等のために使用する機械の動力源	昭和36年
電気供給業	汽力発電装置の助燃及びガスタービン発電装置の動力源	昭和32年
地熱資源開発事業	動力付試すい機の動力源	昭和36年
ゴルフ場業	芝刈り機等の動力源	平成13年

### 要望内容

- 軽油引取税の免税措置を3年間延長する。(鉄鋼業、建設用粘土製品(粘土かわら・陶管)製造業を除く。)

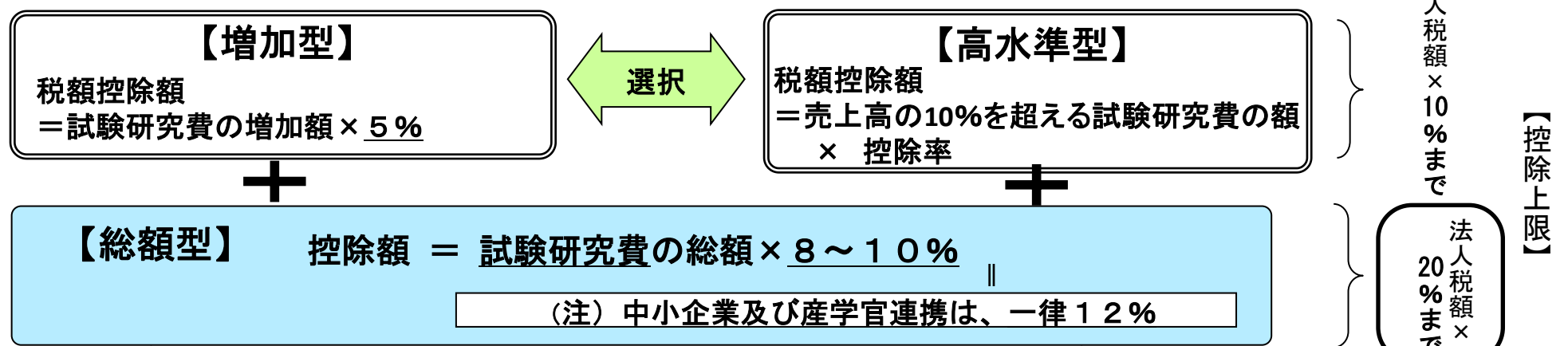
## **Ⅱ．日本経済の新たな成長の実現**

## 1. 研究開発投資の充実 (所得税・法人税・法人住民税)

○ 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

現行制度

【創設年度:昭和42年度、適用期限:増加型・高水準型は平成23年度末】



※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

**23年度までの時限措置**

- 控除上限:平成21~23年度分については30%まで
- 平成21年度及び22年度の超過部分については平成24年度まで繰越し可能

要望内容

○ 時限措置である増加型、高水準型の恒久化を図る。

## 2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

### ① 再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための特別償却・固定資産税減免の拡充 (所得税・法人税・固定資産税)

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができることとし(2年間)、固定資産税の免除と合わせ、設備の導入及び保有時における設置者の経済的負担を軽減する。

※ なお、第177回国会にて成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記されている。

#### 現行制度

【所得税・法人税 創設年度:平成23年度】

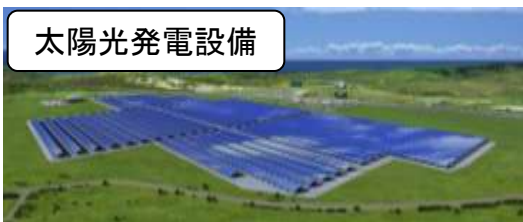
- エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の30%特別償却又は法人税額(所得税額)の7%税額控除(中小企業のみ)(グリーン投資減税)

【固定資産税 創設年度:平成21年度】

- 政府の補助(民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」)を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減

(再生可能エネルギー発電設備)

太陽光発電設備



風力発電設備



#### 要望内容

- 再生可能エネルギー発電設備について、
  - ① 30%特別償却(グリーン投資減税)を深掘りし、初年度即時償却を認める(2年間)。
  - ② 固定資産税の免除(最初の3年間)を図る(2年間)。

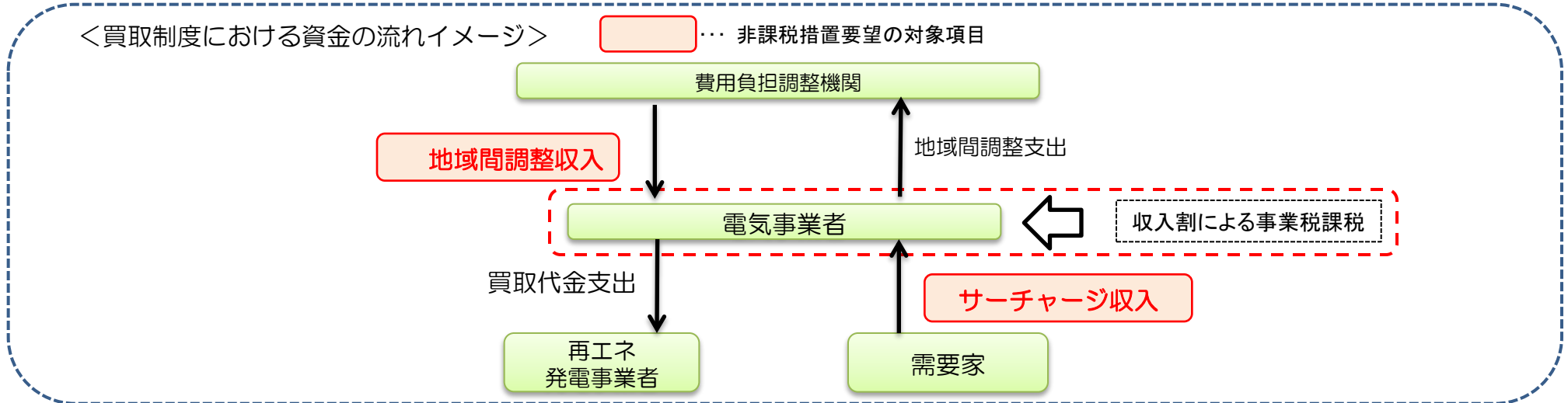
# 2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

## ② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置 (事業税)

○ 再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に際し、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果をも高めるため、税制上適切な措置を講ずる。

### 現行制度

- 再生可能エネルギーの全量買取制度は、金銭の流れについては、次のとおり。
  - ① 再生可能エネルギー発電事業者から、電気事業者が一定の価格で発電された電気を購入すること
  - ② ①の購入に要する費用は、全ての電気の需要家が、電気料金に上乗せする方式で公平に負担すること
  - ③ 電気の需要家からは、全国一律の単価で回収することから、各電気事業者が①の購入に要する費用と、②によって電気の需要家から回収する額に差額が生じるため、地域間調整を行うこと



### 要望内容

○ 再生可能エネルギーの全量買取制度の下で、上記②で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージの収入金と、上記③の地域間調整において各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については、再生可能エネルギーの全量買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税(収入割)の課税対象外とする等、所要の措置を講ずる。

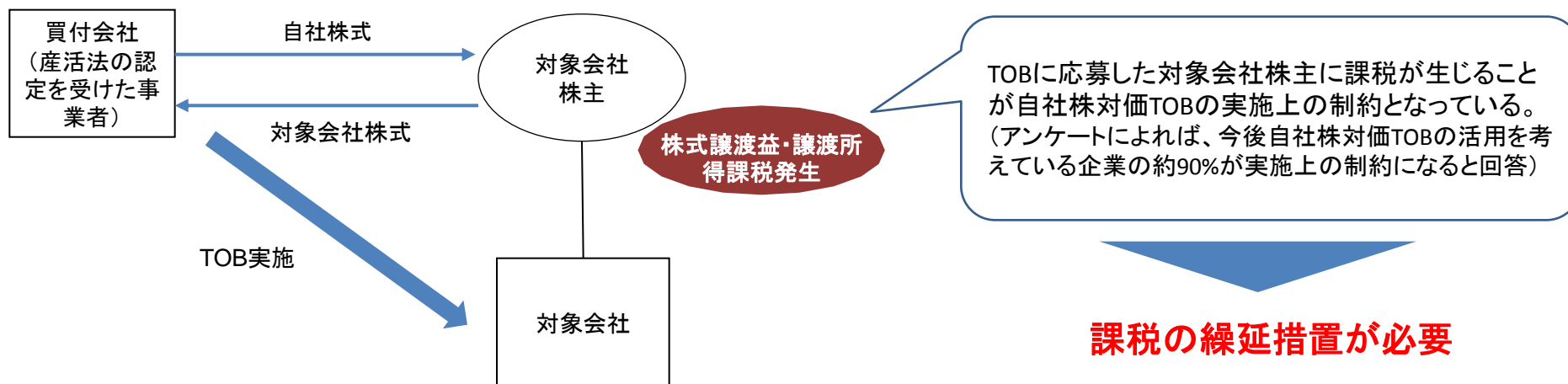
### 3. 産活法の認定を受けた自社株対価TOBに係る課税繰延

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 自社又は親会社の株式を対価とする株式公開買付(自社株対価TOB)は、M&Aの重要な手法の一つであり、今般、産活法の改正<sup>(※)</sup>によって実施しやすくしたところ。
- 一方、対象会社の株主が株式譲渡の際に課税されることを理由に自社株対価TOBに応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで、自社株対価TOBの利用促進を図り、企業の成長、国際競争力の強化を図る。

※本年7月1日に施行された産業活力再生特別措置法の改正法では、自社株対価TOBを行う上での会社法上の制約に関する特例措置を設けることで自社株対価TOBを行いやすくしている。

#### 現行制度と問題点



#### 要望内容

- 産活法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応募した株主について、株式譲渡益・譲渡所得の課税の繰延措置を講じる。(3年間)
- 一定の要件のもと、自社株対価TOBに応じた個人株主が対価として受け取る株式を特定口座へ預け入れることを可能とする。

## 4. 海外投資等損失準備金制度 (法人税・法人住民税)

- 中国のレアアース輸出制限や大震災後の火力発電用燃料需要の増加など、我が国の資源確保を巡る厳しい状況のなか、資源の安定供給を確保するため、海外投資等損失準備金制度による我が国企業の自主開発の推進が必要。

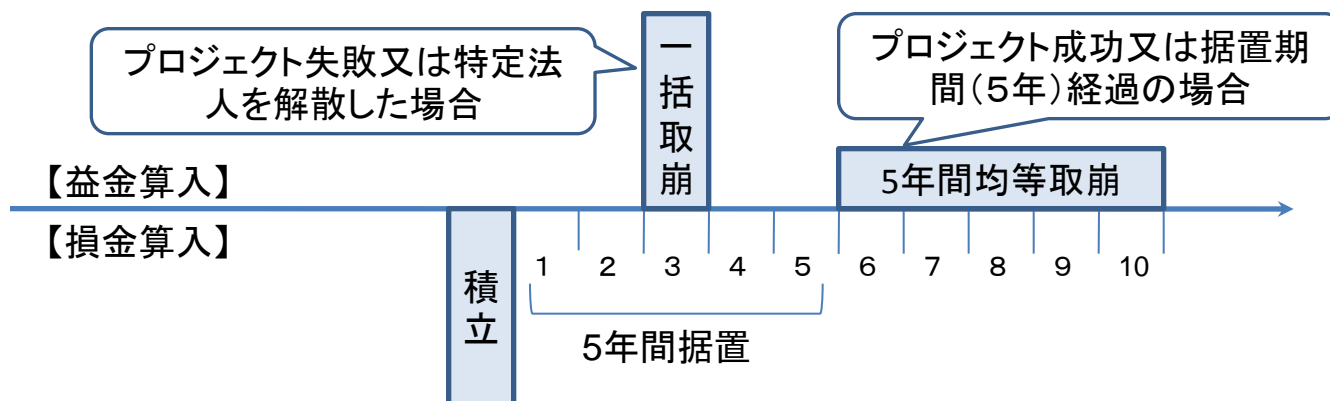
**現行制度** 【創設年度:昭和39年度、適用期限:平成23年度末】

海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、事業失敗等による損失に備えるために、投資等を行った内国法人に一定割合(※)の準備金の積立てを認め、これを損金に算入することを認める制度

※一定割合=出資額の90%(探鉱法人)又は出資額の30%(開発法人)

【対象】石油、天然ガス、金属鉱物

**【準備金の積立てと取崩し】**  
 積み立てられた準備金は、プロジェクトが失敗した場合等には一括取崩しとなり、失敗が生じずに5年間経過した場合は、5年間に渡って均等取崩し。



**要望内容**

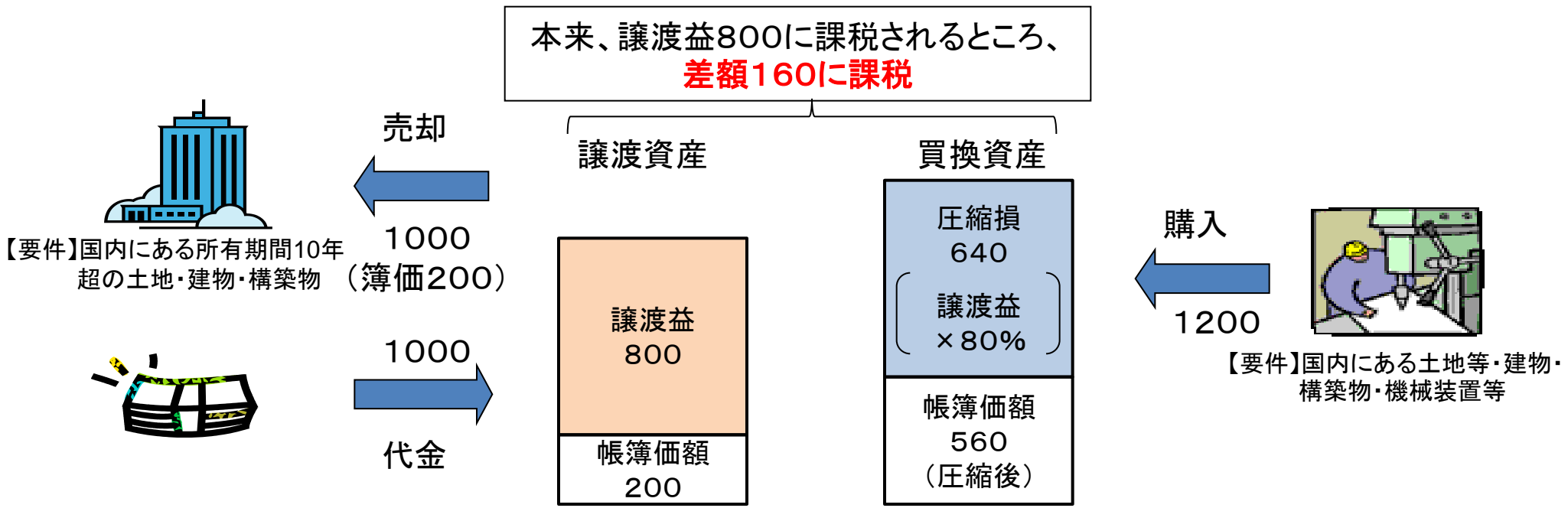
- 適用期限を2年間延長する。

# 5. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (所得税・法人税)

○ 企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともに、新規設備投資に伴う生産性向上やコスト低減等による企業の競争力強化、地方都市への企業立地による地域経済活性化等を図る。

**現行制度** 【創設年度:昭和44年度、適用期限:平成23年度末】

10年を超える事業用の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えを行った場合、その譲渡資産の譲渡益又は買換資産の取得価額の80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰延べができる制度。



**要望内容**

○ 現行制度を3年間延長する。

### **Ⅲ. 地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化**

### Ⅲ. 地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化

#### 1. 中小企業投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認めるもの。
- 機械・装置全般など幅広い設備を対象とし、ほぼ全ての業種で利用できることが特徴。

現行制度 【創設年度:平成10年度、適用期限:平成23年度末】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金1億円以下の法人</li> <li>・農業協同組合等</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人の事業所得者</li> </ul>	※青色申告者であることが必要。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、建設業 (→法定事業)</li> <li>・農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業 (→政令指定事業)</li> <li>・小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く) (→省令指定事業)</li> </ul>	※風営法2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。
対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】</li> <li>・一定の器具及び備品(電子計算機、デジタル複合機)【年合計で120万円以上】</li> <li>・一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】</li> <li>・普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)</li> <li>・内航船舶(取得価額の75%が対象)</li> </ul>	※【 】内の金額は最低取得価額の要件。 ※中古資産は対象外。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 (税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能。)</li> </ul>	※資本金3千万円超の法人は税額控除の適用対象外。
適用期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年6月1日から平成24年3月31日までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの</li> </ul>	

#### 要望内容

- 試験機器等の対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

【試験機器の例】



## 2. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し(相続税・贈与税)

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。
- 本税制により、中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。

現行制度

【創設年度:平成21年度、適用期限:恒久措置】

### 相続税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

### 贈与税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○ 後継者が死亡した場合等の一定の場合において、猶予税額の納税は免除。

○ 相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ① 後継者が代表者を継続
- ② 雇用の8割以上を維持
- ③ 対象株式の継続保有
- ④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

要望内容

- 平成23年度税制改正大綱を踏まえ、事業承継税制の活用を促進するため、適用要件の緩和を図るなどの所要の見直しを行う。

(参考)平成23年税制改正大綱(抄)

9. 検討事項

(6)非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

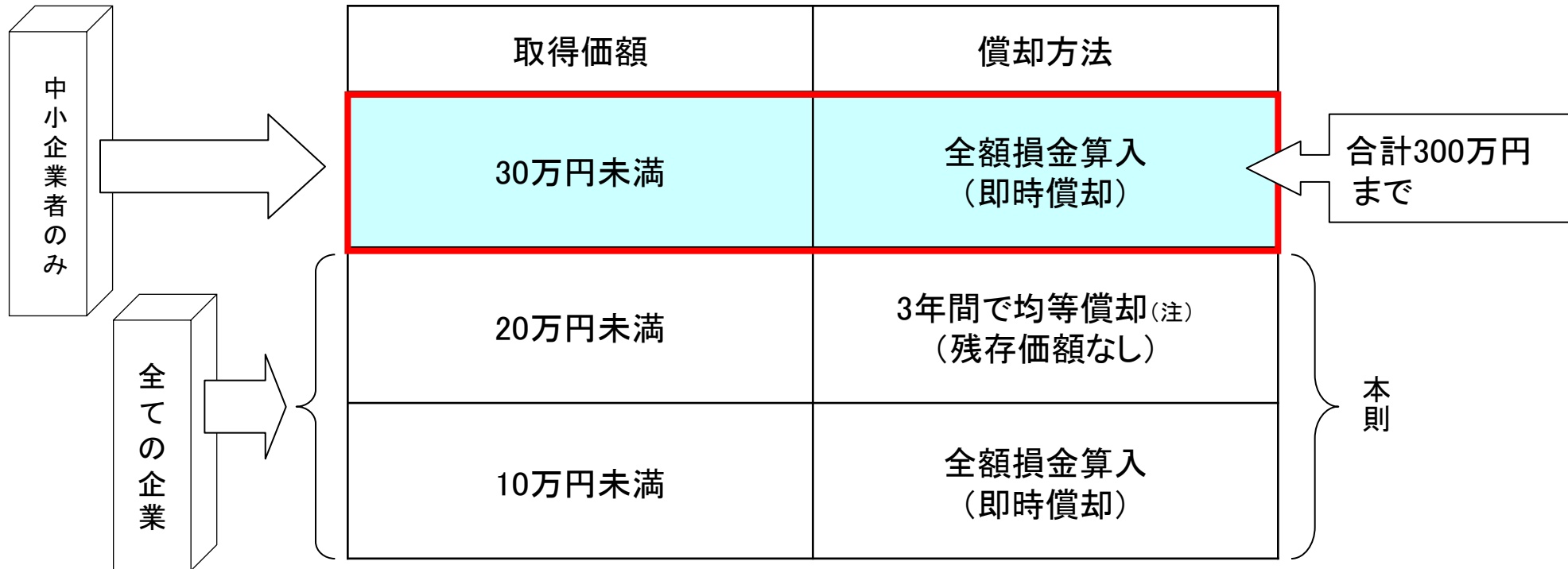
### 3. 中小企業者等の少額減価償却資産に係る特例措置

#### ①. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

現行制度

【創設年度:平成15年度、適用期限:平成23年度末】



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。

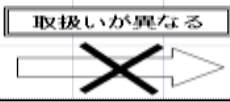
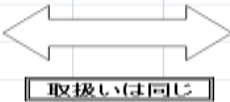
# 3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

## ②. 少額特例により取得した少額資産の固定資産税免除 (固定資産税)

- 法人税及び所得税においては、中小企業等の30万円未満の少額減価償却資産は、企業の事務負担に配慮して、即時損金算入が認められている。
- 固定資産税においても、一定の少額償却資産については課税客体から除外されるが、法人税及び所得税の少額減価償却資産の範囲とは異なるため、事業者の納税事務に混乱が生じている。
- 中小企業では、長引く景気低迷を受け、人件費削減等により経理人員が減少し、償却資産の管理や納税等の事務負担が相対的に重くなっているため、固定資産税の課税客体から免除される少額償却資産の範囲を、法人税及び所得税の少額減価償却資産の特例の範囲に合わせることで、その事務負担を軽減させ、経営基盤の強化を図ることが必要。

### 現行制度

○所得税における少額減価償却資産の損金算入			○固定資産税における少額償却資産の取扱い		
年度	少額減価償却資産の損金算入 損金算入限度額	適用時期	課税客体から除外される少額償却資産 少額償却資産の上限額	備考	
昭和三十二年	1,000円	S22.4.1以後 終了する事業年度	昭和三十五年	1,000円	固定資産税の創設
昭和三十六年	10,000円	S26.4.1以後 終了する事業年度	昭和三十六年	10,000円	昭和三十五年～平成十年までは、通達により、課税客体から除外する少額償却資産を規定。
昭和三十九年	30,000円	S39.4.1以後 終了する事業年度	昭和三十九年	30,000円	
昭和三十五年	50,000円	S45.4.1以後 開始する事業年度	昭和三十五年	50,000円	平成十一年、地方税法上に課税客体から除外する少額償却資産を規定。
昭和三十九年	100,000円	S49.4.1以後 開始する事業年度	昭和三十九年	100,000円	
平成元年	200,000円	H01.4.1以後 開始する事業年度	平成元年	200,000円	
平成十年	100,000円	H10.4.1以後 開始する事業年度	平成十年	200,000円	
	(200,000円未満) 「一括償却資産の損金算入制度」 20万円未満の同資産を一括して、 3年均等償却することが選択可。			10万円以上20万円未満の償却資産については、法人税・所得税において「一括償却資産の損金算入制度」の対象とされたもの	
平成十五年	100,000円		平成十五年	200,000円	
	(200,000円未満) 「一括償却資産の損金算入制度」 20万円未満の同資産を一括して、 9年均等償却することが選択可。			10万円以上20万円未満の償却資産については、法人税・所得税において「一括償却資産の損金算入制度」の対象とされたもの	
	中小企業者等に対して 300,000円	H15.4.1～H23.3.31			



### 要望内容

- 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する(2年間)。

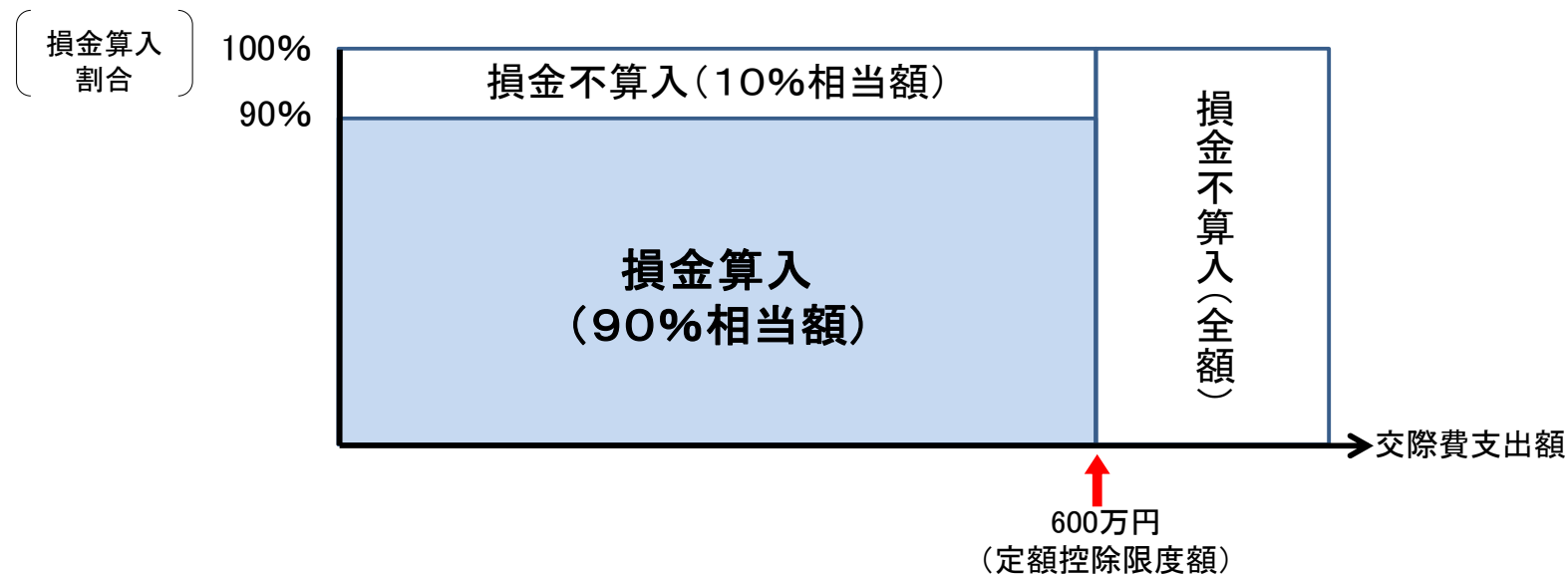
# 4. 交際費等の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)

(法人税・法人住民税・事業税)

- 法人が支出した交際費は租税特別措置により、原則として損金不算入とされているが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められている。

現行制度

【創設年度:昭和29年度、適用期限:平成23年度末】



中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、**定額控除限度額(600万円※)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。**

- ※経済危機対策(平成21年4月)における税制措置として、定額控除限度額は、400万円から600万円へ引き上げられた。
- (注1)交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)。
- (注2)資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。
- (注3)個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。

## IV. 検討事項

### (1) 地方法人二税の見直し(法人住民税・事業税)

新成長戦略(昨年6月閣議決定)に掲げられた法人実効税率の主要国並みへの段階的引下げの実現に向けて、平成23年度税制改正法案に明記された法人実効税率の5%引下げの実施を確保するとともに、地方財政の状況を考慮しつつ、地方法人二税の在り方を見直す。

### (2) 印紙税のあり方の検討(印紙税)

印紙税はインターネット取引が増加する中で、同じ経済行為であっても「有体物としての文書」の有無によって、課税の有無が分かれるという不合理な状況にある。印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す必要がある。

### (3) 事業所税の見直し(事業所税)

市町村合併に伴う事業所税の5年間の特例について、さらに特例が受けられるように見直す。

## V. その他の項目

### 1. 新設

#### (1) 金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置 (所得税・個人住民税)

金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムの強化を図る。

#### (2) 商品先物取引の円滑化・適正化に係る所要の措置 (所得税・法人税・個人住民税・法人事業税・事業税)

(1)の損益通算の拡大に加え、商品先物取引の円滑化・適正化に係る所要の税制措置を講じる。

#### (3) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

電気事業の自由化の進展を鑑み、他の一般の企業と遜色のない課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。

#### (4) ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

ガス供給業において、課税の公平性を確保するとともに、ガス料金の低廉化、市場における競争の活性化を図る。

#### (5) JOGMEC法及びNEDO法改正に伴う所要の税制措置

(所得税・法人税・地価税・登録免許税・消費税・印紙税・個人住民税・法人住民税・事業税・事業所税)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が実施している石炭開発業務等を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源開発機構(JOGMEC)へ移管する際、所要の税制措置を講ずる。

# 1. 新設

(6) 沖縄振興特別措置法案(仮称)に係る特例措置(国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)、国際物流拠点産業集積地域(仮称)、産業イノベーション地域(仮称))  
(所得税・法人税・法人住民税・事業税・不動産取得税・固定資産税・事業所税)

沖縄振興特別措置法案(仮称)に係る新たな特例措置に基づき、所要の税制措置を講ずる。

(7) 産業復興機構による再生支援に係る税制上の措置(法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税)

産業復興機構による被災事業者への再生支援に係る税制上の措置を講ずる。

(8) 認定省エネ住宅(仮称)に係る特例措置(所得税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税)

高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進するため、認定省エネ住宅(仮称)に係る税制上の特例措置を講じる。

## 2. 拡充

(1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入 (所得税・法人税)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助事業を適用対象に追加する。

(2) 引取りにかかる沖縄発電用特定石炭及び沖縄発電用液化天然ガスの免税 (石油石炭税)

沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限の延長(5年間)を図るとともに、液化天然ガス(LNG)についても免税対象として追加する。

(3) 沖縄振興特別措置法案(仮称)に係る特例措置(情報通信産業振興地域制度・情報通信産業特別地区制度) (所得税・法人税・法人住民税・事業税・事業所税)

沖縄振興特別措置法案(仮称)に係る特例措置の見直しに基づき、所要の税制措置を講ずる。

(4) 小規模企業者等設備導入資金貸付制度における貸与機関の資金貸付事業及び設備貸与事業の法人税非課税措置 (法人税・法人住民税)

地方分権改革推進計画による小規模企業者等設備導入資金助成法の見直しに基づき、非課税措置が継続するよう所要の改正を講ずる。

### 3. 延長

#### (1) 会社分割に係る登録免許税の軽減措置 (登録免許税)

我が国企業における事業の「選択と集中」を促進するため、会社分割時の不動産移転登記等に係る登録免許税の軽減措置について、適用期限の延長(3年間)を図る。

#### (2) 産活法に基づく登録免許税の軽減措置 (登録免許税)

産活法に基づく登録免許税の特例措置の延長(2年間)を図る。

#### (3) 農林漁業用A重油の石油石炭税免税・還付措置の延長 (石油石炭税)

農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給を確保し、我が国の食料安定供給を支える農林漁業者の経営を安定化させるため、農林漁業用のA重油に係る石油石炭税の免税及び還付措置の適用期限の延長(2年間)を図る。

#### (4) 金属鉱害防止準備金 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、当該鉱業の実施者に強制的に積立てさせる鉱害防止積立金を、損金算入する特例の延長を図る。

#### (5) 中小企業の事業再生に伴う登録免許税及び不動産取得税の軽減措置 (登録免許税・不動産取得税)

産活法の中小企業承継事業再生計画に基づき、「第二会社方式」によって、会社分割又は事業譲渡を行った場合に、登録免許税及び不動産取得税を軽減する措置の延長を図る。

### 3. 延長

#### (6) 株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税及び株式会社商工組合中央金庫に係る事業税の軽減措置 (登録免許税・事業税)

株式会社商工組合中央金庫がその貸付に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税を軽減する措置、及び株式会社商工組合中央金庫に係る事業税の軽減に係る措置の延長(3年間)を図る。

#### (7) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 (贈与税)

住宅の取得又は増改築等のための金銭の贈与を親から受けた際に、65歳未満の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用対象とする特例措置の延長(2年間)を図る。

#### (8) 公害防止用設備に対する課税標準の特例 (固定資産税)

事業者が適切に環境規制を遵守できる環境を整備するため、事業者の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置の延長(2年間)を図る。

#### (9) 沖縄電力株式会社が電力供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (固定資産税)

沖縄における電気の安定供給と本土との料金水準の格差を是正するために、税制措置の延長(5年間)を図る。

## 4. 廃止

(1) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置(自由貿易地域等、観光振興地域、産業高度化地域)  
(所得税・法人税・法人住民税・事業税・不動産取得税・固定資産税・事業所税)

(2) 廃棄物再生用処理用設備に対する課税標準の特例 (固定資産税)

(3) 軽油引取税の課税免税の特例(鉄鋼業、建設用粘土製品(粘土かわら、陶管)製造業)(軽油引取税)

## VI. (参考) 平成23年度税制改正法案関係

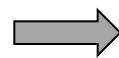
# 1. 法人実効税率の5%引下げ (法人税・法人住民税)

- 国を開き、世界水準の投資・事業環境を整備するため、国際的に見て高すぎる法人実効税率を主要国並みに引き下げるための第一歩として、法人実効税率を5%引き下げる。
- これにより、中核的な製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、国内投資を促進させることで、デフレ脱却・国内雇用の創出を図る。

## 改正概要

【現行】

法人税率 30%  
 地方法人2税含め、法人実効税率 **40.7%**



【改正後】

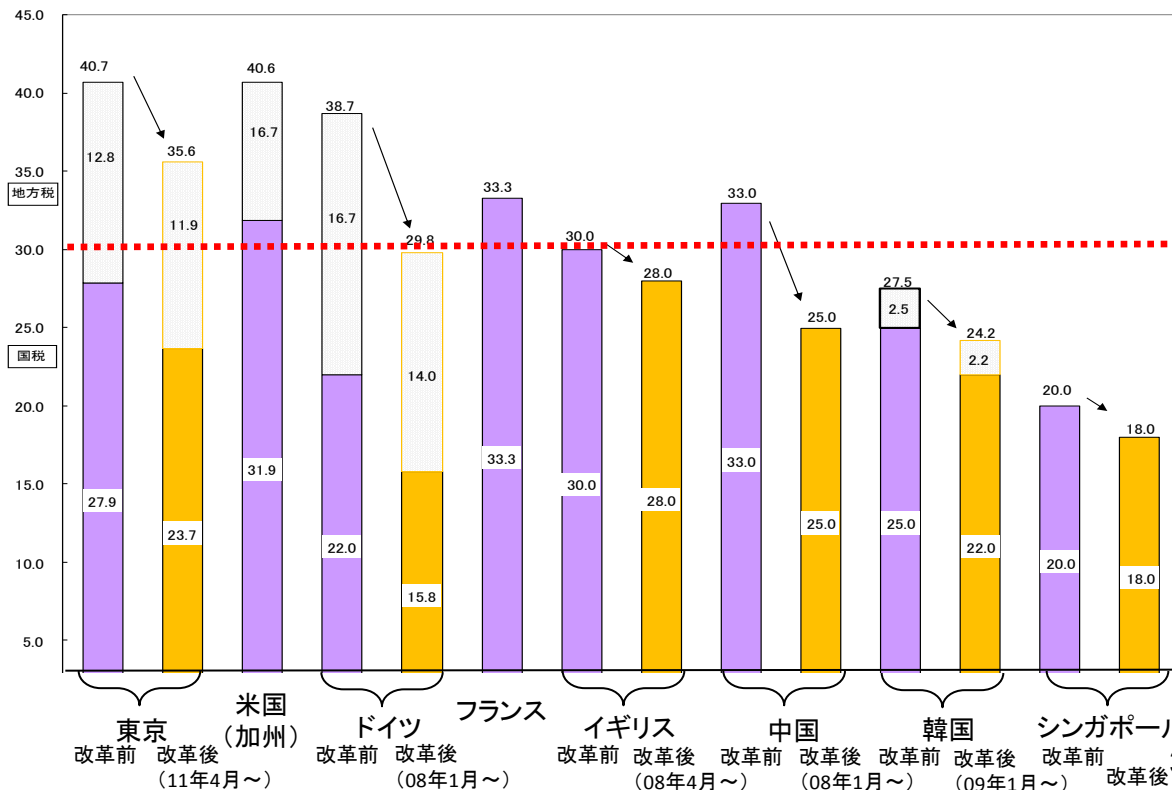
法人税率 25.5%  
 地方法人2税含め、法人実効税率 **35.6%**

- 表面実効税率の国際水準は、**この10年間で25~30%の水準へ。**

法人税率 <sup>(注1)</sup>	2000年	2009年
EU	約35%	約27%
OECD	約34%	約26%
アジア	約28%	約25%
日本	42%	40.7%

- 近年、更に法人税を引き下げる動き

- ・シンガポール: 18%→17%(2010~)
- ・台湾: 20%→17%(2010~)
- ・香港: 17.5%→16.5%(2008~)
- ・イギリス: 28%→23%(2011~)<sup>(注2)</sup>



(注1) EU(98年時点の15ヶ国)、OECD、アジアは単純平均。  
 スイスは08年1月の税率を使用。

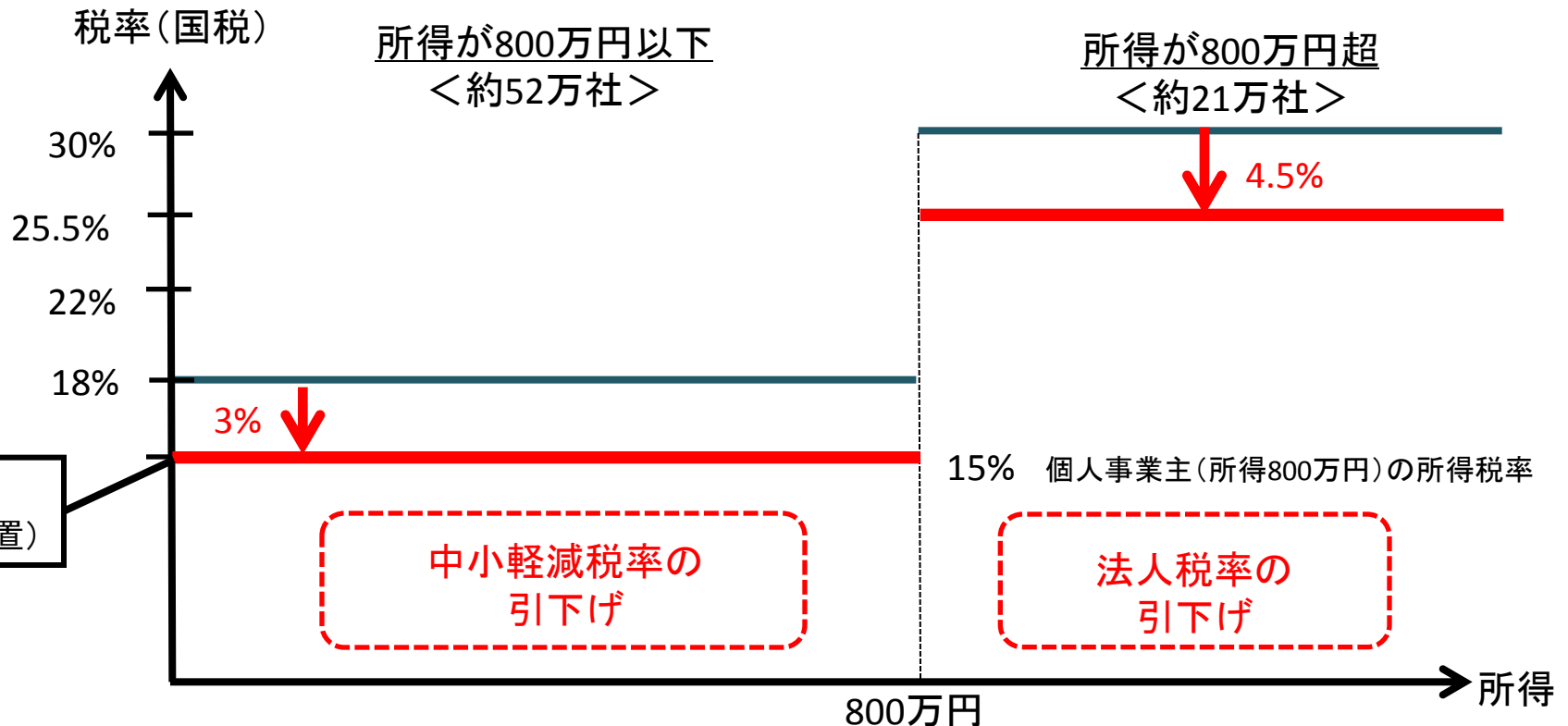
(注2) 11年は2%、12年から14年にかけて毎年1%ずつ引き下げる。

## 2. 中小軽減税率の引下げ (法人税・法人住民税)

- 中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を18%から15%に引下げ。
- また、中小企業の年800万円超の所得部分については、法人実効税率5%引下げ。

### 改正概要 【適用期間】3年間(平成25年度末まで)

- 中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。



注: 現行の中小企業に対する軽減税率は、本則22%、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限措置18%。  
(ただし、平成23年度税制改正法案が未成立のため、平成24年3月31日まで1年間延長されている。)

### 3. 地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化) (石油石炭税)

- **省エネルギー・再生可能エネルギー推進**などのエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策を強化し、**グリーンイノベーションによる経済成長**を実現するため、石油石炭税に各燃料のCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せ。
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、**足かけ5年に渡り3段階**で実施。(原案では、**本年10月から**)
- **影響の大きなエネルギー集約産業や中小企業等**には予算措置も含めて**きめ細かく配慮**。

	原油・石油製品	LNG・LPG	石炭
<b>現行</b>	2040円/kl	1080円/t	700円/t
平成23.10.1~ (1~2年目)	+250円/kl	+260円/t	+220円/t
平成25.4.1~ (3~4年目)	+500円/kl	+520円/t	+440円/t
平成27.4.1~ (5年目~)	+760円/kl	+780円/t	+670円/t

※税率増分については、現行税率比。

- 追加的な税収規模は約2,400億円(現行約4,800億円)
- 最終的な引き上げ幅は、CO<sub>2</sub> 1トン当たり約290円に相当

#### 〔税収の主な使途〕

##### ○省エネルギーの抜本強化

- 電気自動車などの次世代自動車の導入及びエネルギー供給設備導入支援
- 革新的低炭素技術集約産業国内立地支援
- 事業者・中小企業向け省エネ設備導入支援
- 住宅・建築物の省エネ設備導入支援 等

##### ○再生可能エネルギー大幅導入

- 地熱や小水力などの開発加速化
- 次世代太陽光発電の開発加速化 等

##### ○分散型エネルギー促進

- コージェネや燃料電池の導入支援
- スマートコミュニティー供給社会実証 等

##### ○革新的技術の開発・普及促進

- 蓄電池、LED照明、クリーンコール技術等の開発
- 革新的製造プロセスの開発・実証
- 低炭素技術の海外実証 等

#### 〔支援措置等〕

- 原料用途の石油・石炭等の免税・還付措置。
- ソーダ産業の自家発電用石炭等への免税・還付措置。
- エネルギー多消費産業や中小企業への歳出面の配慮。
- 燃料の生産、流通コスト削減や供給安定化の支援